

産業廃棄物処理業者・M-EMS

エコアクション21 相互認証版環境報告書

環境報告書

活動期間

(2021年4月 ~ 2021年8月)

発行日:2021年 9月 1日

株式会社吉野興産

1. 組織の概要

- (1) 事業所名 : 株式会社 吉野興産
- (2) 代表者氏名 : 代表取締役社長 光友 篤史
- (3) 所在地 : 三重県津市戸木町焼野5416番地の1
- (4) 事業内容 : 産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物収集運搬
産業廃棄物処分(中間処理)
- (5) 資本 : 30,000,000円
- (6) 沿革 : 1995年10月30日 有限会社吉野興産設立
1995年12月4日 三重県産業廃棄物収集運搬業許可取得
1995年12月13日 愛知県産業廃棄物収集運搬業許可取得
2001年3月29日 三重県 処分業許可取得
2001年6月28日 株式会社に組織変更
2014年4月1日 代表取締役 交替
- (7) 事業の規模
- ① 売上 : 458,255,771円 (2020年度)
- ② 従業員数 : 28名(派遣社員5名)
- ③ 敷地面積 : 延床面積
- ・本社・事務所 敷地面積: 1,386㎡ 延床面積: 173㎡
 - ・中間処理施設 延床面積: 309㎡
 - ・積替え保管施設 敷地面積: 562㎡ 延床面積: 141㎡
 - ・駐車場 敷地面積: 1,822㎡
- (8) 許認可一覧と許可品目

1) 産業廃棄物関係

許可の内容	有効期限/許可行政	許可品目
産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 第02414035812号	有効期限: 平成30年1月23日 ～ 平成34年12月3日 許可行政: 三重県	廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類の3種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(積替え・保管を含む。) 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、銚さい、ばいじんの14種類(積替え・保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 第02300035812号	有効期限: 平成30年1月22日 ～ 平成34年12月12日 許可行政: 愛知県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、銚さい、がれき類の14種類(積替え、保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号: 第02100035812号	有効期限: 平成27年9月20日 ～ 平成34年9月19日 許可行政: 岐阜県	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の10種類(積替え、保管を除く)

産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第02501035812号	有効期限: 令和2年10月26日 ～ 令和7年10月25日 許可行政:滋賀県	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の8種類(積替え、保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第02900035812号	有効期限: 平成27年2月16日 ～ 令和4年2月15日 許可行政:奈良県	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の7種類(積替え、保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第02601035812号	有効期限: 令和3年2月19日 ～ 令和8年1月25日 許可行政:京都府	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の8種類(積替え、保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第02700035812号	有効期限: 令和2年11月24日 ～ 令和7年11月23日 許可行政:大阪府	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の11種類(積替え、保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第03000035812号	有効期限: 令和2年11月6日 ～ 令和7年11月5日 許可行政:和歌山県	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の7種類(積替え、保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第02802035812号	有効期限: 平成31年3月17日 ～ 平成36年3月16日 許可行政:兵庫県	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の9種類(積替え、保管を除く)
産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第01700035812号	有効期限: 令和2年12月3日 ～ 令和7年12月2日 許可行政:石川県	汚泥(無機汚泥に限る)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の8種類(積替え、保管を除く)
特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可番号:第02454035812号	有効期限: 平成27年11月19日 ～ 平成34年10月19日 許可行政:三重県	特定有害燃え殻、特定有害汚泥、特定有害廃油、引火性廃油、特定有害廃酸、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ、腐食性廃アルカリ、特定有害ばいじん、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿(積替え、保管を除く)
特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可番号:第02350035812号	有効期限: 令和元年9月9日 ～ 令和6年8月7日 許可行政:愛知県	特定有害廃石綿等(積替え、保管を除く)

産業廃棄物処分業 許可番号: 第02424035812号	有効期限: 平成30年3月29日 ～平成35年3月28日 許可行政: 三重県	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)上記品目は水銀使用製品等産業廃棄物を除く。
---------------------------------	--	---

2)一般廃棄物関係 他

許認可の事業	市町村	許可番号	許可年月日	許可期限
一般廃棄物収集運搬業	津市	1488号	令和2年3月16日	令和4年3月31日

・積替え保管

所在地及び面積	産業廃棄物の種類	許可行政
津市戸木町字焼野5420番地 (面積: 141㎡) (保管上限: 廃プラスチック類 60m ³ 、ガラスくず等 60m ³ 、がれき類 30m ³)	廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類	三重県

(9)取扱い産業廃棄物

・廃棄物の収集運搬実績

収集運搬実績	単位	2018年度	2019年度	2020年度	2021.4～2021.8
一般廃棄物	t	0	0	0	0
産業廃棄物	t	8,062	8,733	11,417	3,986
特管産業廃棄物	t	4	460	8	1

※一般廃棄物の許可はありますが、2018年～2020年度の実績はありません。

・運搬車両の種類と台数

車両の種類	台数	最大積載量(kg)	備考
脱着装置付コンテナ専用車	7台	3,900～7,900	一般廃棄物・産業廃棄物・特管産業廃棄物
脱着装置付コンテナ専用車	6台	7,000～14,000	産業廃棄物、特管産業廃棄物
キャブオーバ	3台	2,750～3,500	産業廃棄物、特管産業廃棄物
軽トラック	1台	350	一般廃棄物・産業廃棄物・特管産業廃棄物
軽バン	1台	350	産業廃棄物、特管産業廃棄物
ウイング車	1台	14,000	産業廃棄物、特管産業廃棄物

・中間処理実績

処理実績	単位	2018年度	2019年度	2020年度	2021.4～2021.8
中間処理量(破碎等)	トン	9,001	9,597	9,563	3,607

・中間処理施設の種類及び処理能力

・処理施設(設備)

破砕機 : NC工業 NCM-P-V2 1100型、諸岡 MC-2000
重機 : コベルコSK50SR、コベルコSK125SR 3台

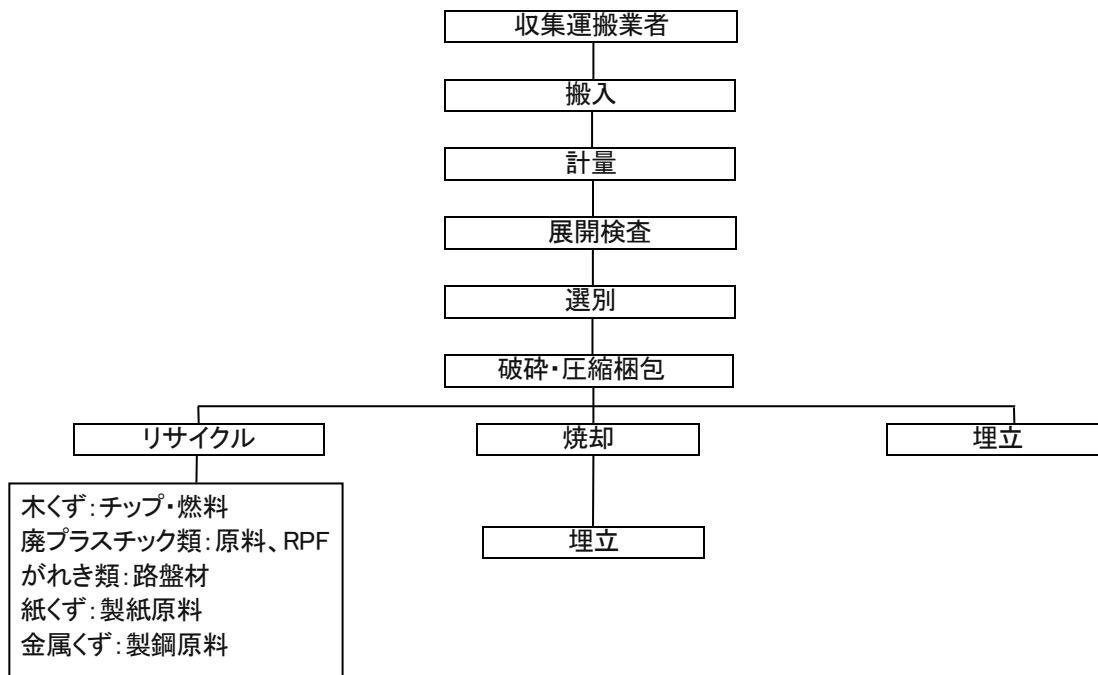
・処理能力

破砕 : 316.9t/日(24時間)

圧縮 : 134.06 t/日(24時間)

・許可品目 : 【破砕】廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・
ガラスくず等・がれき類
【圧縮】廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

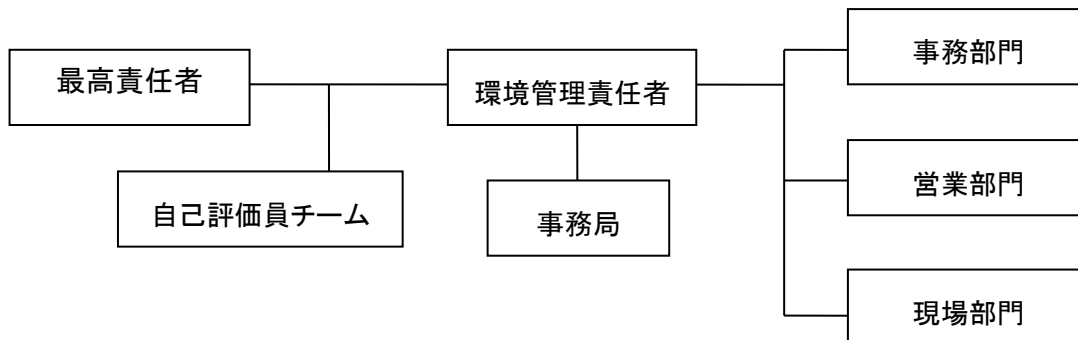
・処理工程図



(10)廃棄物の処理料金

運搬距離、廃棄物内容、回収形態等により、都度見積もりをおこなう。

(11)環境活動の取り組み体制



環境管理責任者： 稲垣 幸三

担当連絡先： 稲垣 幸三

(TEL:059-255-0770 FAX : 059-255-0779)

2. 登録対象

(1)登録内容

M-EMS登録証:

初回登録日 :2022年 2月 1日

登録有効期間 :2024年 1月31日

登録番号 :M-EMS2W-0023 KES2W-5-0023

(2)登録範囲

産業廃棄物、特別産業廃棄物並びに一般廃棄物の収集運搬及び産業廃棄物の処分(中間処理)

(3)対象事業所

本社・事務所 三重県津市戸木町焼野5416-1

中間処理施設 三重県津市戸木町焼野5416-1

積替え保管施設 三重県津市戸木町焼野5420

駐車場 三重県津市戸木町4599番1

3. 環境宣言

環 境 宣 言

基本理念

株式会社 吉野興産は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減及び環境保護に努力します。

方 針

株式会社 吉野興産は、産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分（中間処理）業務に係わる全ての活動、製品及びサービスの環境影響を改善するために、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。

1. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
なお環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含みます。
2. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動、製品及びサービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
 - (1) 電力の効率改善
 - (2) 重機燃料の効率改善
 - (3) 収集運搬車両の燃費改善
 - (4) リサイクル率の向上
 - (5) 廃棄物適正処理の推進（分別方法の指導・提案）
 - (6) 会社周辺の清掃活動
4. 一人ひとりが環境負荷低減活動及び環境保護を積極的に実践できるように、この環境宣言を組織の全員に周知するとともに一般に人々が入手できるようにします。
5. 三重県及び津市の環境改善活動に積極的に参画します。

上記の方針達成のために、環境改善目標を設定するとともに、定期的に見直し環境マネジメント活動を推進します。

制定日 2021年4月1日

株式会社 吉野興産
代表取締役 光友 篤史

4. 環境改善目標

2021年度以降3年間の環境改善目標

(基準年度:2020年)

環境改善目標 (最終年度の目標)		単位	(基準年度実績) 2020年度		目標値・実績		
					2021年度 (4月～8月)	2022年度	2023年度
二酸化炭素 排出量の削減	電力使用量 基準年度比 2%削減	kWh/年	70,915kWh	目標 (基準年度比)	基準年度維持 (29,545 kWh)	1%削減 (70,206 kWh)	2%削減 (69,497 kWh)
				実績	29,219 kWh		
	電力使用による CO ₂ 排出量	kg-CO ₂	30210 kg-CO ₂	実績	12,447 kg-CO ₂		
	重機燃料使用の 効率改善 基準年度比 2%向上	ℓ/h (稼働時間当 たりの使用量)	5.70 ℓ/h	目標 (基準年度比)	維持 (5.70ℓ/h)	1%向上 (5.76ℓ/h)	2%向上 (5.81 ℓ/h)
				実績	5.70 ℓ/h		
	車両の燃費改善 基準年度比 2%向上	km/ℓ	3.05km/ℓ	目標 (基準年度比)	維持 (3.05km/ℓ)	1%向上 (3.08km/ℓ)	1%向上 (3.11km/ℓ)
				実績	3.05km/ℓ		
廃棄物排出量 の削減	リサイクル率の向上 3%向上(41%)	%	38 %	目標 (基準年度比)	1%向上 (39%)	2%向上 (40%)	3%向上 (41%)
				実績	40%		
	分別方法の 指導・提案 3件増加(27件)	件数/年	24件	目標 (基準年度比)	1件増加 (10件)	2件増加 (26件)	3件増加 (27件)
				実績	10件		
清掃活動 施設周辺の清掃活動 1回/月 (12回/年)		回/年	12回	目標 (基準年度比)	維持 (5回)	維持 (12回)	維持 (12回)
				実績	5回		

CO₂ 排出係数 : 中部電力 ; (2019 年実績) 0.426 kg-CO₂/kWh ガソリン ; 2.32 kg-CO₂/ℓ

軽油 ; 2.58 kg-CO₂/ℓ 出典 : 環境省温室効果ガス排出量算定・報告公表制度

化学物質においては、その使用実績がありません。

水使用量に関しては、浄化槽や飲料水等の生活排水のみで、環境負荷が小さいため改善目標としていませんが、管理項目として取り上げ数量管理をし、削減に努めます。

また燃料使用量においては、軽油、ガソリンの使用量を管理項目として使用量管理をし、その削減に努めます。

5. 環境改善目標と実績

2021 年度(2021.4~2021.8)環境活動実績

環境改善目標		具体的方策	目標値 (2021.4~8月)	実績値(2021.4~8月)	評価
二酸化炭素の 排出量削減	電力使用量の削減 基準年度比維持管理	・空調温度の適正管理 ・休憩時間の消灯確認 ・設備の休止時電源オフ	29,545 kWh (基準年度維持)	29,219 kWh	A
			12,586.1 kg-CO ₂	12,447.2 kg-CO ₂	
	重機燃料使用の 効率改善 基準年度比維持管理	・アイドリングストップの推進 ・エコ運転の励行 ・重機の安全運転	5.70 l/h (基準年度維持)	5.70 l/h	A
	車両(収集運搬車) の燃費改善 基準年度比維持管理	・車内空調温度の適正管理 ・アイドリングストップの推進 ・エコ運転の励行 ・適正なオイル交換	305 km/l (基準年度維持)	3.05km/l	A
廃棄物排出量の削減	リサイクル率の向上 1%向上(39%)	・廃棄物管理教育の徹底 ・分別方法の見直し・決定	1%向上 (39%)	40%	A
	分別方法の 指導・提案 1件増加 (25件)	・多排出業者への教育 ・排出者への指導及び提案	10件	10件	A
清掃活動 施設周辺の清掃活動 (1回/月)		・事業所周辺のゴミ拾い ・周辺側溝の清掃	5回	5回	A

評価記号 A: 良好(100%以上) B: やや不足(90~100%) C: 不適合(90%以下)

CO₂ 排出係数 : 中部電力 ; (2019 年実績) 0.426 kg-CO₂/kWh ガソリン ; 2.32 kg-CO₂/l

軽油 ; 2.58 kg-CO₂/l 出典 : 環境省温室効果ガス排出量算定・報告公表制度

管理項目での実績(2021.4~2021.8)

管理項目	具体的施策	項目	単位	目標値	実績値	評価
				(4月~8月分)	(4月~8月分)	
軽油使用量の削減 (重機関係)	アイドリングストップ 使用前点検 安全運転	軽油使用量	kL/年	64	63	A
		CO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /年	165.1	162.5	
軽油使用量の削減 (収集運搬車関係)	アイドリングストップ 使用前点検 エコドライブ	軽油使用量	kL/年	39	34	A
		CO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /年	100.6	87.7	
ガソリン使用量の削減 (営業車)	アイドリングストップ 使用前点検 エコドライブ	ガソリン使用量	kL/年	0.572	0.541	A
		CO ₂ 排出量	kg-CO ₂ /年	1.3	1.2	

水使用量の削減	・節水管理 ・トイレ等の無駄な使用抑制 ・節水の啓蒙	水使用量	m ³ /年	140	613	C
自社廃棄物の削減	・分別方法の再教育 ・減量化の励行	廃棄物発生量	kg/年	20	20	A

項 目	単位	目標値 (4月～8月分)	実績値 (4月～8月分)	削減量
二酸化炭素 総排出量 (電力+軽油+ガソリン)	kg-CO ₂ /年	12,853.1	12,698.6	▲154.5

5.1 具体的環境活動の評価

- ☆ 電力使用量の削減では、照明や空調設備について部屋ごとに消灯や運転温度の基準を作るとともに確認のための担当者を決めて実行し、確認記録を環境管理責任者が定期的にチェックをした。
最初はなかなか慣れずにうまく行かないこともあったが、次第に各人が意識し、習慣化して管理するようになっていった。
- ☆ ガソリン・軽油使用量の削減では、エコドライブに努めると共に作業方法の見直しによる作業効率の向上を図り、ガソリン・軽油使用量の削減を達成することができた。
- ☆ 廃棄物排出量の削減については、再利用を推し進め無駄を省くようにした。
- ☆ 水使用量の削減については、搬入する処分場からの要請により搬入前にほこり対策のため散水をおこなうこととなり使用量が大幅に増加した。
業務で必要な作業においては適切に水を使用し節水を心がけるようにしている。
散水増加分を除けば水使用量の削減は達成している。

5.2 次年度の活動について及び今後の課題

- ①電力やガソリン・軽油使用量の削減については以前から取り組んでいるため高い水準で維持ができた。
今後も現在の状況を維持するとともに改善点を社内全体で考えていく。
- ②水使用量の節減については、搬入前の散水により使用量が大幅に増えており、少しでも節水に務めるとともに雨水タンク等の導入を検討していく。
- ③廃棄物使用量の削減については、裏紙使用の徹底を図り、簡易包装の製品を使用するよう心がける。

6. 環境関連法規の順守状況

当社の事業活動に制約を受ける環境関連法規制等(適用される法令を別表1に示す)については、順守状況を定期的に確認し、評価の結果、違反はなかった。また関係機関等からの違反の指摘・苦情・訴訟はなかった。

7. 最高責任者による全体の評価見直しの結果

7.1 全体評価

システムの構築は、一般的にスムーズに連用され、現時点で見直す点はない。
引き続きシステムを継続し、環境負荷低減に 向けて推進すること。

7.2 見直し評価

環境方針の変更の必要性については、変更せずそのまま継続する。

8. コミュニケーション

施設確認を15社受け入れた。

以上

別表1

区分	名称	要求事項	環境影響項目	管理部門
大気	気候変動適応法	・事業円滑化のためのリスク管理(従業員の熱中症対策、ハザードマップ確認;努力義務) ・国、公共団体の気候変動対応の施策に協力	作業員 従業員	施設部門
	オフロード法(特定特殊自動車ガス規制法)	建設機械などの公道を走行しない特殊自動車(オフロード特殊自動車)に対しての排ガス規制	重機類	施設部門
水質	浄化槽法	・年1回の法定検査 4ヵ月に1回の保守点検及び年1回の清掃・	浄化槽	事務所部門
廃棄物	廃棄物処理及び清掃に関する法律	・一般廃棄物の許可業者へ委託 ・産業廃棄物収集運搬委託契約の締結 ・産業廃棄物の委託契約の締結 ・産業廃棄物収集運搬(処理)基準順守 ・廃棄物置場の保管基準の順守 ・産業廃棄物積替え保管基準の順守 ・産業廃棄物中間処理基準の順守 ・帳簿の備付・マニフェストの保管 ・最終処分:委託の都度マニフェスト(二次)交付、回収、交付状況報告	廃プラスチック類、混合廃棄物、金属くず、木くず、紙くず、水銀使用製品 産業廃棄物	事務所部門・施設部門
	フロン排出抑制法	・使用時:簡易点検 ・廃棄時:回収・運搬・破壊に要する料金支払。委託確認書・取引証明書保存(3年) ・点検記録は機器廃棄後3年保管	業務用エアコン、重機械	事務所部門・施設部門
リサイクル	資源有効利用促進法	・長期使用、再生資源・部品利用の努力義務	パソコン	事務所部門
	家電リサイクル法	・買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払	エアコン・テレビ	事務所部門
	小型家電リサイクル法	・使用済み小型家電の処理	デジカメ等	事務所部門
	自動車リサイクル法	・車検又は買替時リサイクル料の支払	自動車	事務所部門
化学物質	消防法(危険物関係)	危険物の指定量以上貯蔵、取扱い、運搬	指定可燃物(木くず合成樹脂)	施設部門
	高圧ガス保安法	高圧ガスの貯蔵及び取扱	アセチレンガス、酸素	施設部門
地方条例	三重県生活環境の保全に関する条例	・焼却行為の制限、水質汚濁の防止	装置、排水	施設部門
	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例	・産業廃棄物適正処理、処分委託業者の処分能力の確認	産業廃棄物等	施設部門
	三重県地球温暖化対策推進条例	・温室効果ガス等の排出抑制、自動車対策(アイドリングストップ等)	装置 自動車	施設部門
	愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	愛知県内産廃処分場への産業廃棄物処分委託	産業廃棄物等	施設部門
	津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例	・廃棄物の排出抑制、その減量に努める ・廃棄物の減量その他の適正処理に関し市の施策に協力	装置、 廃棄物	施設部門
	津市火災予防条例	消防法で規定する指定可燃物	指定可燃物	施設部門
その他の要求事項	協定	・地域自治体との取決め事項		事務所部門
	顧客要求	・EMS審査登録		事務所部門
	加入組織の要請	・産業廃棄物協会・組合等の取決め事項		事務所部門